

# 請願・陳情参考資料

令和2年11月27日

総務部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-29 (2.11.11)	総務	日本学術会議任命拒否問題に係る真相究明等を求める意見書の提出について	<p>【現状】</p> <p>日本学術会議法第17条の規定に基づき、日本学術会議が行った105名の会員の推薦に対して、2020年10月1日に菅内閣総理大臣が同法第7条第2項の規定に基づき、99名の会員を任命し、6名の任命を拒否した事案については、日本学術会議から任命しなかった理由の開示と任命を求める要望書が菅内閣総理大臣に提出されたものと承知している。</p> <p>○日本学術会議法（抜粋）</p> <p>第7条 日本学術会議は、210人の日本学術会議会員をもって、これを組織する。</p> <p>2 <u>会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第17条 <u>日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。</u></p>